

「テロ等準備罪という共謀罪の新設に反対
する意見書」を政府に提出することの請願

紹介議員

松坂英树

鞋賀光夫

奥村規子



1 請願の要旨

政府に「テロ等準備罪という共謀罪の新設に反対する意見書」を提出すること。

2 請願の理由

安倍政権は、「テロ等準備罪」と名称を変えただけの過去三回廃案となった「共謀罪」を新設しようとしています。

共謀罪は、犯罪について、「話し合い、合意」したこと自体を処罰します。これは、犯罪がおこなわれ、被害が生じた場合（既遂）に処罰するという近代日本の刑法原則を覆すものであり、内心の自由を侵害する憲法違反の処罰法です。

もとより、共謀罪の「話し合い、合意」を摘発するには、いつ・どこで・誰が・何をたくらむかを日常的に46時中、一般市民を対象に網を張り監視することになります。網を張る警察の手段としては、一般的にも有効と考えられる電話やメールの通信傍受（盗聴）、盗撮、密告などが主な捜査手段になることは火を見るより明らかです。昨年、大分県・別府警察による盗撮が公になりました。そのような盗撮が共謀罪のもとでは警察の「通常の業務」になることの危険をはらんでいます。このように共謀罪は、一般市民を日常的に46時中監視する社会を招くのです。また、共謀罪の「話し合い、合意」の立証には、凶器や指紋などのような物的証拠は皆無に等しく、「共謀しました」という自白が必要不可欠になると思料できます。それ故、自白の強要の強まることは必至であり、ウソの自白に追い込まれる人々を生む危険が一層強まります。さらに、自首減免規定が予定されていることから、自分が助かりたいために、「あいつらが共謀しているのを聞いた」というウソの密告を生み、一般市民が犯罪者にされることの危険もはらんでいます。このように、共謀罪にはえん罪を生む危険は現実のものとしてあるのです。

政府は、「テロ対策のために必要」としています。しかし、それは偽りです。共謀罪の創設が必要だという国際組織犯罪防止条約とテロ対策とは別の問題だからです。同条約は経済犯対策です。それに、日本は、テロ対策のために5つの国連条約と8つの国際条約を採択し、国際的にみてもテロ対策を十分に講じているのです。また、安倍政権は「一般の人」には関わりないといいます。しかし、この度の法務省の見解によって、一般の人が対象になることが明らかになりました。さらに、安倍首相は、過去の共謀罪とは異なるといいます。しかし、提出予定法案は、すでに廃案となった共謀罪の2006年与党再修正案と用語まで同じであり、共謀罪という他にないものです。

戦前に人の内心を取り締まることのできた治安維持法は、「戦争反対」と声を挙げることや、「戦争はいやだ」と思うことさえも弾圧し投獄した当時の特高警察や憲兵の根拠法になりました。共謀罪もその再来を可能にする処罰法です。

以上のような危険な共謀罪はつくらせるべきはなく、その意見を政府に提出して頂きたく、本請願をする次第です。

2017年2月24日

和歌山県議会議長 浅井 修一郎 様

請願者 日本国国民救援会和歌山県本部会長 畑 中 正 好

和歌山市吉田102 国労会館2階
Tel/Fax 073-425-9411 携帯 090-2104-2252



テロ等準備罪という共謀罪の 新設に反対する意見書（案）

安倍政権は、「テロ等準備罪」と名称を変えただけの過去三度廃案となった「共謀罪」を新設しようとしている。

共謀罪は、犯罪について、「話し合い、合意」を処罰するものである。これは、犯罪がおこなわれ、被害が生じた場合（既遂）に処罰するという近代日本の刑法原則を覆すものであり、内心の自由を侵害する憲法違反の処罰法である。

それに、「話し合い、合意」という共謀を摘発するには、いつ・どこで・誰が・何をたくらむかを日常的に46時中、一般市民を対象に網を張り監視することになる。監視する手段は、一般的に有効と考えられる電話やメールの通信傍受（盗聴）、盗撮、密告などになることが容易に推認できる。警察が秘密裏に一般市民を日常的に46時中監視することは到底許されない。また、共謀罪の「話し合い、合意」の立証には、凶器や指紋などのような物的証拠はなく、「共謀しました」という自白が必要になると考えられる。それ故、あってはならない自白の強要が強まりかねず、ウソの自白によるえん罪事件を生む危険をはらんでいる。さらに、予定される自首減免規定よって、自分が助かりたいために、ウソの密告を生みかねず、国民の人権を侵害する恐れがある。

政府は、「テロ対策のために必要」としている。しかし、共謀罪の創設が必要だという国際組織犯罪防止条約は、そもそも経済犯対策でありテロ対策とは別の問題である。もともと、日本は、国際的にみてもテロ対策を十分に講じている。

また、安倍政権は「一般の人」には関わりないと言う。しかし、法務省の見解によっても、一般の人が対象になることが明らかになった。さらに、安倍首相は、過去の共謀罪とは異なると言う。しかし、提出予定法案は、すでに廃案となった共謀罪の2006年与党再修正案と用語まで同じであり、三度廃案になった共謀罪という他にない。

戦前に人の内心を取り締まることのできた治安維持法は、「戦争反対」と声を挙げることや、「戦争はいやだ」と思うことさえも弾圧し投獄した当時の特高警察や憲兵の根拠法になった。共謀罪もその再来を可能にする処罰法である。

よって、政府におかれでは、テロ等準備罪という共謀罪の新設をしないよう強く要望する。